

# 職員募集

## 東京大学医学部附属病院 臨床研究推進センター

### 募集内容

|          |  |
|----------|--|
| 求人番号     | 2023011  |
| 職名       | 臨床研究推進センター 学術専門職員(特定有期雇用職員(常勤))  |
| 人数       | 1名   |
| 契約期間     | 採用日～2025年3月31日   |
| 更新の有無    | 更新する場合があります。更新する場合は1年ごとに行う。<br>更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。  |
| 試用期間     | 採用された日から14日間   |
| 就業場所     | 東京大学医学部附属病院 中央診療棟Ⅱ6F 臨床研究推進センター<br>(東京都文京区本郷7-3-1)<br>変更の範囲:原則同一部局内  |
| 所属       | 医学部附属病院 臨床研究推進センター ※業務の都合により変更することがある  |
| 業務内容     | 治験事務局業務、IRB事務局業務、書類・データ作成、その他臨床研究にかかる事務的業務全般<br>変更の範囲:配置換及び兼務を命じることがある。  |
| 就業日・就業時間 | 週5日勤務(月～金曜日)<br>1日7時間45分(8:30～17:15 ※12:00～13:00休憩)<br>※時間外労働を命じることがある。  |
| 休日       | 土・日、祝日法に基づく休日、年末年始(12月29日～1月3日)  |
| 休暇       | 年次有給休暇、特別休暇、忌引休暇 等   |
| 賃金等      | 給与:年俸制を適用し、業績手当を含め、月額20万円～100万円の範囲内で資格、能力、経験等に応じて決定。通勤手当(給与規則に定める支給要件を満たした場合、同規則に基づいて算定した額)、超過勤務手当。<br>退職手当、賞与:なし  |
| 社会保険等    | 文部科学省共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入   |
| 応募資格     | (1)臨床研究(治験を含む)に関する知識・業務経験を有していること<br>(2)Microsoft Word、Excel、PowerPointなどの基本的PC操作ができること<br>(3)東京大学医学部附属病院の公共性を自覚し、使命感を持って働けること<br>(4)当該業務に意欲を持って取り組むことができ、関連する職員と協調、連携して業務が行えること |

|             |  |
|-------------|--|
| 提出書類        | <p>①履歴書(写真付) ②職務経歴書 ③志望理由書<br/> ①は本学の様式をダウンロードして作成のこと。②、③は様式自由。<br/> 連絡にはemailを使用しますのでメールアドレスを記載してください。<br/> &lt;様式ダウンロード&gt;<a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a></p> |
| 提出方法        | <p>封筒に「2023011_治験事務局員(IRB事務局員兼任)履歴書在中」と朱書の上、簡易書留で郵送してください。なお応募書類は返却しませんので、ご了承ください。</p>   |
| 応募締切        | <p>2024年4月26日(金)必着。ただし、採用者が決定次第締め切ります。</p>   |
| 選考方法        | <p>(1)一次選考 書類<br/> (2)二次選考 面接 &lt;面接は複数回ございます&gt;<br/> ※二次選考の日程は一次選考通過者に個別に連絡します。</p>  |
| 照会・書類送付先    | <p>〒113-8655 東京都文京区本郷7-3-1<br/> 東京大学医学附属病院 臨床研究推進センター<br/> 企画戦略・管理部門 人事管理室 宛<br/> E-mail : crescentjinji-group@umin.ac.jp</p>  |
| 募集者名称       | <p>国立大学法人東京大学</p>  |
| 受動喫煙防止措置の状況 | <p>敷地内禁煙</p>   |
| その他         | <p>取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</p>   |
| 留意事項        | <p>2022年5月1日以降、外為法等の定めにより採用時点で海外との兼業や外国政府等からの多額の収入がある場合、研究上の技術の共有が制限され本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があることから、兼業等については本学における研究上の技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。外国人研究者等の雇用に当たっても同様です。</p>  |